

米軍基地関係特別委員会記録
<第1号>

平成24年第3回沖縄県議会（6月定例会閉会中）

平成24年8月28日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成24年8月28日 火曜日
開 会 午後1時34分
散 会 午後3時16分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立
(米軍人による強制わいせつ致傷事件について)

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
委 員	末 松 文 信 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	玉 城 義 和 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	呉 屋 宏 君
委 員	比 嘉 京 子 さん

委員外議員 なし

欠 席 委 員

又 吉 清 義 君

説明のため出席した者の職・氏名

知 事 公 室 長 又 吉 進 君
警 察 本 部 刑 事 部 長 石 新 政 英 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人による強制わいせつ致傷事件についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず、米軍人による強制わいせつ致傷事件について審査を行います。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、米軍人による強制わいせつ致傷事件について、県の対応を御説明いたします。

去る8月18日土曜日、午前4時30分ごろ、那覇市内の路上において強制わいせつ致傷事件が発生しました。

事件の概要としましては、被害者を背部から引き倒す等の暴行を加えたうえ、わいせつな行為をし、頭部打撲等の傷害を負わせたものであります。

この事件の被疑者として米海兵隊員の男性21歳が逮捕され、8月19日に那覇地方検察庁へ身柄つきで送致されており、現在、捜査中であります。

今回の事件は市街地で発生しており、女性が被害者となる等極めて悪質であり、県民に大きな不安を与えるものであり、極めて遺憾であります。

8月20日月曜日には県庁を訪問した在沖米国総領事に対し、知事が遺憾の意を伝え、綱紀粛正及び再発防止について万全を期すよう直接申し入れを行いま

した。

また、同日午後、私が、在日米軍沖縄地域調整官事務所長及び海兵隊政務外交部長を直接訪問し、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底や捜査機関への協力など、同様の趣旨を強く要請したところであります。

県としては、このような事件は一件たりともあってはならないと考えており、米軍においては、より一層の綱紀粛正及び人権教育の徹底を含めた再発防止について万全を期すべきであると考えております。

以上でございます。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

石新政英刑事部長。

○石新政英刑事部長 那覇市内で発生しました米軍人による強制わいせつ致傷事件の概要について、御説明いたします。

本件は、本年8月18日土曜日、午前4時30分ごろ、那覇市内の路上を歩いていた県内在住の40代の女性に対し、その背後から引き倒すなどの暴行を加えて、同女にわいせつな行為をし、その際、頭部打撲、左肩部挫傷等の傷害を負わせた強制わいせつ致傷事案であります。

県警察におきましては、事件発生直後に110番通報を受けて、直ちに現場急行し、発生現場から徒歩で逃走している被疑者を発見し、約200メートル追跡して停止させ、所要の捜査を実施後、在沖米海兵隊基地キャンプ・バトラー所属の海兵隊伍長21歳を強制わいせつ致傷で緊急逮捕しております。

現在、那覇警察署におきまして、被疑者の取り調べ等所要の捜査を実施しているところであり、引き続き被害女性の人権及び心情などに配慮しながら厳正に捜査を行ない、事案の真相を明らかにする所存であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより、米軍人による強制わいせつ致傷事件について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 容疑者は現時点においても、まだ容疑を否認しているということですか。

○石新政英刑事部長 被疑者は、酔っぱらって倒れていた被害者を救護したと。抱き起こして救助していたと抗弁しております。

○新里米吉委員 女性の悲鳴を聞いて男性2人が駆けつけたら、この容疑者は逃走したと。被疑者は逃走したわけですから、そのときに駆けつけたお二人は、逃げていく被疑者を見ているわけですね。

○石新政英刑事部長 実際に、1名の者は直近の2階から見ております。悲鳴を上げている状況、女性が路面に足を投げ出している状況を見て、これは暴行をしていると直感して、下まで降りて、門扉をわざとどんと閉めて、いわゆる気づかせたことによって、本人は逃げたということです。今度はすれ違ってきた新聞配達員が直近で会っていますから、顔をよく見ているわけです。両方ともに。1人は2階から、1人はすれ違いざまに見ておりますので、その顔ははっきり覚えているということです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 私も市街地の真ん中に住んでいるのですが、2年前も市街地で起こってしまして、その後、皆さんは米兵が寄りそうところを重点的にパトロールその他をするということでしたけれども、金曜日になると、私の那覇市楚辺の事務所の近くまで米兵と思われる若い外国人と女性の方が、朝4時ごろたまたま事務所に用で寄ったら、歩いていたり。本当に生活圏の中に入り込んできているということで、車に4人組で乗ったりとか、特に金曜日とか週末を見ていると大変怖くて、その辺を含めて皆さんの対応についてお聞きしたいと思います。

○石新政英刑事部長 従来、渉外機動警ら隊、いわゆる米軍人を対象とした警ら隊は沖縄警察署だけに配置しておりました。沖縄警察署管轄を中心に一昨年からは宜野湾市、それから那覇市でも米軍事件が発生すれば、沖縄警察署から派遣するという体制でありましたが、ことし4月に英語の話せる渉外機動警ら隊9名を警察本部地域課自動車警ら隊に配置がえをしまして、県内で発生する

傷害事件すべてに即応できる体制、さらにまた繁華街をパトロールする体制を構築いたしました。

○前田政明委員 事件の場所も聞いたところによると、いわゆる飲食街のすぐ近くと。その辺だったら奥のほうに公園があったり、住宅街でこのようなことが起こると、本当に普通の住宅街で生活というか、特に那覇市でこういうことが繰り返されていること自体が大変なことになっています。先ほどの警らですか、その9人がパトロールをやるとしても、国際通りその他歓楽街に対する県警察の取り締まりなど、そういう面に対する対応というのは先ほどの対応だけですか。

○石新政英刑事部長 歓楽街対策といたしましては、この9名は専ら外国人を対象とした体制でありまして、歓楽街取り締まりは所轄署であったり、また本部の生活安全部を中心にやります。立ち入り、または12時までしか営業できないところは当然取り締まりをするし、そういう取り締まりは当然各署にその要員が配置されております。全署におります。

○前田政明委員 被疑者は犯行を否認しているとなると、身柄の拘束は大体の流れとしてはどういう状態になるのですか。

○石新政英刑事部長 逮捕から48時間は警察の持ち時間があって、48時間以内に検察庁に事件送致します。検察庁で24時間の時間内に、いわゆる拘留するかどうかという決定をします。拘留が決定すると基本的に10日間、さらに必要があれば10日間の延長が認められます。その間に、その者を裁判所に起訴するかどうかを決定し、起訴相当であれば起訴するし、その他嫌疑不十分等々があれば不起訴になるわけです。

○前田政明委員 現状は今、何日目ですか。

○石新政英刑事部長 拘留9日目で、第一回拘留はあしたまでです。

○前田政明委員 その後はどうなるかというのは、今聞けるのですか。9日目であしたが10日目。そこで再拘留かどうか。

○石新政英刑事部長 あしたで拘留延長になるか、それとももうそれで十分だ

と判断すれば、起訴するということになるかと思えます。

○前田政明委員 それから後の身柄はどうなるのですか。基地の中に帰るのですか。

○石新政英刑事部長 基本的には、そのまま裁判まで留置場におりますが、場合によっては拘置所に移管になる場合もあります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
中川京貴委員。

○中川京貴委員 これは知事公室長になるかと思うのですが、これまでたび重なるこういった事件が発生すると、ワーキングチームをつくったり、いろいろその米軍とのそういうものがあると思うのですが、それが生かされていないと思うのです。知事公室長の見解をお聞かせください。

○又吉進知事公室長 事件・事故につきましては、とりわけ女性を対象になるような事件・事故、わいせつ事件等につきましては、復帰後強姦事件が127件あります。また、強制わいせつを含む風俗犯の検挙数は復帰後66件、75人となっております。これは全くあってはならない事件でございます、その都度、県は強く再発防止を申し入れているところですが、またこういったわいせつ事件だけではなくて、強盗でありますとか、窃盗でありますとか、そういうものを含めて再発防止を話し合うためのワーキングチームが県警察、県、米軍、外務省、さらに社交業界、市町村といったところが構成して、年に1回から2回開かれております。その中で再三綱紀肅正、再発防止ということが議論されているわけですが、今委員がおっしゃるように、県としましてはこういう事件は一件たりともあってはならないという観点からすれば、今回起きたということはまだまだ綱紀肅正なり、あるいは再発防止策が十分ではないと言えらると思えます。

○中川京貴委員 今、知事公室長の説明があったように127件の強姦と66件ですか、これについてはすべて起訴されておりますか。

○又吉進知事公室長 県の執行部側では情報を持っておりませんが、当然、犯罪性が強いものにつきましては、日本人と変わらず起訴されていると思えます。

済みません、きょうは数字を持っていないものですから、申しわけないです。

○中川京貴委員 もし、よろしければ刑事部長、わかる範囲でお願いします。

○石新政英刑事部長 起訴・不起訴は検察庁の仕事でありまして、直接県警で把握しているわけではありませんが、発生した事件の1件1件については、処分結果が来ますのでわかっています。例えば、この事件は起訴された、この事件は起訴されていないということでありまして。この前新聞にも出ていたとおり、起訴率は低いというのが現状であります。

○中川京貴委員 私は過去にもこういう問題提起をしたことがあるのですが、こういった事件が発生すると、彼らは海兵隊員としてまた沖縄に勤務することができるのですか。

○石新政英刑事部長 強姦事件、または強制わいせつ事件を起こした兵隊は、当然日本の第一次裁判権が行使されて有罪になる。または日本の第一次裁判権を行使しない場合は、実際に米軍側は第二次裁判権を大体行使しているわけです。これをやらなくても、こういう非行があった者については、米軍側としては不名誉除隊という処分をとるのが通常だと聞いておりますし、不名誉除隊になった場合は二度と兵隊にもなれないし、ほぼ社会から追放された状態で、社会保障番号というのがあって、それでこの方はいわゆる兵隊を不名誉除隊になった者だとわかるシステムになっていて、なかなかいい仕事にはつけないということを聞いたことがあります。

○中川京貴委員 今、刑事部長の説明であったように、この不名誉除隊になった場合は、再度軍隊に入ることができないのは確かにそうだと思うのですが、例えば、起訴しても、これが結果的に裁判で有罪にできなかった場合は、本人は無罪と言っているかもしれませんが、そういった人が2回も3回も繰り返した例はないのですか。理由は、性犯罪は繰り返されるといいますから。そういったことは県警察本部として把握していませんか。

○石新政英刑事部長 把握しておりません。ただ、把握していませんけれども、さっき言ったとおり、たとえ日本の検察庁で不起訴になった場合で第二次裁判権を行使しない場合でも、結局こういう嫌疑をかけられて、日本の警察に逮捕されたり、事件送致をされたりということで不名誉除隊の理由になると聞いて

おりますので、大体排除されているのではないかと思います。

○中川京貴委員 やはりそういった事件が発生した場合に、そういう被害者に対する補償を含めて、これはやはり本人がどういった補償制度も一復帰後、強姦事件とか重要事件については127件、66件とあったのですが、米軍による犯罪が6000件近く、5700件も復帰後行われていたという数字もあるのですが、その補償は執行されているのですか。

○又吉進知事公室長 米軍人等による公務外の事件・事故の被害者補償につきましては、これは原則として加害者が賠償責任を負って、当事者間の一日本人と同じように、示談でそれを取り決めていくわけです。示談が困難、あるいはそういう話し合いが成立しない場合は、日米地位協定第18条第6項がございまして、国は被害者からの補償請求を受けて、その内容を審査した結果を米国政府に送付し、米国政府が補償金額を決定して補償金を支払うことになるということです。仮に米国政府が不法行為を認めず、賠償金が支払われない場合、あるいは裁判によって確定判決額が米側の補償金額を上回るといった場合は、日本政府が被害者に見舞金を支給する運用が行われているということです。万が一、それがこれまで過去のケースでどういう取り扱いになったかという情報はございませんが、補償は適正になされていると承知しております。

○中川京貴委員 日本の場合、例えばそういった事件・事故等発生した場合には、やはりその責任者というのですか、監督責任で処分される部分があるのです。米軍の場合はそういうものはないのですか。例えば司令官の処分とか。ワーキングチームでもそういった議論が出ていたと思うのですが、ないですか。

○又吉進知事公室長 御質疑の点については、その上官が処分されているとか、そういうことについては具体的なものを聞いておりません。しかし、委員がおっしゃる趣旨は、組織としての責任といったことだと思いますので、そのことについては、何度も県側から米軍に対して申し入れているところであります。

○中川京貴委員 やはり、このように繰り返されるということは、御承知のとおり、市町村においては職員にそういったペナルティーが発生した場合には、その市町村のトップがそれなりの責任をとるということでよく新聞に出ると思うのです。米軍の場合には、米海兵隊はもちろん米軍属がやった場合には、何のおとがめもなしでその組織は成り立っているのでしょうか。

○又吉進知事公室長　もちろん、マスコミあるいは県民の声が、米軍に対して非常に厳しいものがあることを重く受けとめているということではありますが、具体的にこの事件が原因で何らかの処分が行われたといった情報は、私どもは把握しておりません。

○中川京貴委員　知事公室長も御承知のように、過去にそういった事件・事故が発生した場合、オフリミットとか外出禁止令とかありました。そういった意味で、やはりその事件の重さによっては、米軍も重く受けとめて、そういった体制をとると思うのです。やはりワーキングチームやいろいろな会議の中で、再発防止をするためにもいろいろな提案をしないと、同じことが繰り返されると思うのです。解決策が見出せないと思うのです。知事公室長がこの問題解決に向けてどういった方法がよいと思っているか。見解があればお伺いします。

○又吉進知事公室長　方法がこうだというのはなかなか難しいと思います。しかし今、委員がおっしゃった趣旨のように、やはりこのような事件が頻発する背景には、沖縄に非常に多くの、全国で最も多い米軍人・軍属等がいると。その中にはこういう不逞のやからというのですか、そういう者も現実にいるということですので、この問題につきましては、一人一人個々の兵士の問題ではなくて、やはり日米地位協定を含めました現在の米軍の組織のあり方、あるいは米軍の駐留のあり方といったものにやはり問題があると県は考えておりました、そういう意味では、ワーキングチーム等でその組織としての対応、あるいは再発防止策を強く求めていきたいと考えております。

○新垣清涼委員長　ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員　知事公室長に一、二点。この事件が起こった後に、我々会派で22日に真部防衛局長に申し入れをしました。日米地位協定の改定も含めて、嚴重に米軍に対してやってくれという話をしました、すると、その昨日、21日に真部防衛局長の名前で申し入れをしましたという回答だったのです。私からはその申し入れた内容を公表してくれと。どういう申し入れを政府としてやっているのか我々は聞いたことがないので、それを出してくれと申し上げたわけです。対応した担当者は日米関係もこれありと。米国の立場もありますので、公表できませんと。こういう深刻な事件が起こって、日本政府が県民の立場で

どういうことを申し出ているのかということについて、当然我々としては知る権利があるし、公表すべきではないかと申し上げたら、さっき言ったように日米関係の良好な関係、向こうの立場もあるのではという話です。そうすると、米軍の許可がないと公表できないのかという話になって、私どもは許可は必要なのではという話をしました。その場では公表しましょうということになったのですが、申し入れから戻ってきた後に来た返事が、この文書は信書であると。信書というのは、信ずるの信を書いて書と書くのです。これを辞書で調べると、個人から個人へあてる私信、書簡と書いてあるのです。これが沖縄防衛局の正式な答えなのです。私どもは非常にびっくりしているのですが、要するに—うかつと言え—うかつですが、我々もこれまで沖縄防衛局に行って抗議をすると。これがどういう形で米軍に反映されているのか、あるいは防衛局独自の立場でどういうことを米軍に言っているかというのが、これまでほとんど出ていないのです。県にも聞いてみたら、事件や事故のたびにどういう文書を出しているのか確認していますかと聞いたら、知事公室も確認していないという話です。私は改めてこれは非常に問題だと思っているのですが、今の信書の話ですが、県としてはこれをどう受けとめておりますか。

○又吉進知事公室長 この信書なるものがいかに扱われているかということにつきましては、私どもも情報を持っておりませんで、確認してみたいと思っています。ただ、一つ一つ私が言った一口頭でやったのですが、申し入れ等につきましては当然政府、防衛省はその趣旨を正確に米側に、しかも米側の組織の中できっちり扱われるように伝えていくという前提で、私どもはお話をしているわけです。したがって、もしそこに何か我々の趣旨と違うような扱いがあるとすれば、これは極めて遺憾でありまして、確認してみたいと思います。

○玉城義和委員 ぜひこれは、これまでの過去の事件・事故についてもどういう申し入れをしたかについて、一度総ざらいをして確認する必要があると思います。信書だから公表できないと言われたのでは、我々としてはどういうことが書かれているのかがわからないわけです。それが1つ。もう一つは、この事件でわかるように、米軍は深夜12時以降の外出について禁止しているはずですが、つまり、禁止しているはずのものが、どうして深夜未明の4時ごろ、那覇市内でこういう事件が起きるのかということについても、防衛局の担当者は把握していませんと。我々県民の側から見ると、どういうことを米軍に言っているのかもわからない。その言ったことが米軍の中で、カリキュラムだとか、その講習とか何かの中で、どういう過程でどう徹底されているのかも掌握できないとい

う、まさに県民からすれば、我々は蚊帳の外にしていることになっているわけです。そういう意味で、どういうカリキュラムで何をしているのかも掌握できないというのは、まさに日米地位協定の壁です。つまり、米軍基地の中はまさに米軍の判断というか、運用ということになってくるわけです。そういう意味では、何を申し出たかぐらいは日本政府として当然、日本国民に公表してよいと思います。それを事もあろうに、私の手紙だと。まさにこれはとんでもない話で、社民党がその後行かれて、このことを聞いたら、この信書は極めて公文書に近い信書だという話なのです。だから、どんどんわけのわからないことを言ってきているわけです。これはどこかできちっと一県も恐らく1通もそういうものがないと。多分、知事公室長が言ったことは確実に、的確に反映されているであろうという確信を持ってという話だけれども、しかし、それがどう生かされているのかという証拠がないわけです。この辺はやはり初歩的なこととしてきちっとやらなくてははいけません。その辺はどうですか。例えばどう生かされているのか、何を言っているのかということについて、過程をもっと鮮明にしていくというか、透明性を高めていくことが必要ではないのですか。

○又吉進知事公室長 委員のおっしゃっている趣旨は、つまり、いかなる措置が行われたかということにつきましては、県におきましても、これは明らかにすべきであろうという考えは一緒でございます。ただ、その結果として、全体の外出禁止は実施されていないようですが、いわゆるリバティーカード制度というのがあって、その中で各種の規制がなされているという説明を受けております。実は今回のケースで、この被疑者がいかなる規制を受けていたというのは、県は直ちに問い合わせしております。つまり、この事件当時、その場所にいることが許されていた者なのかということをお聞きしました。しかしながら、米側はこれは回答できないということでございましたので、このことも県におきましては大変遺憾でございます。したがって、こういうこともきちっと県は確認していきたいと。一つ一つ、やはりこれはとりもなおさず、県民一人一人が抱く疑問であると考えておりますので、そういうものはしっかり説明すべきであるという点で訴えていきたいと思っております。

○玉城義和委員 時間がないので終わりますけれども、ここのところはまさにざるなのです。こういう事件が起こるたびにこのような委員会を開いたり、抗議したりしているわけです。ところが実態は、今あなたがおっしゃるようにどれだけ効果があるのか、リバティーカード制度でどれぐらいの規制がかかって、効果が上がっているのかも実証できないわけです。こんな情けない話はないで

す。我々の県土なのだから、ウチナンチュが住んでいるわけだから、それは非常におかしい話で、日本政府も向こうに何を言っているのかも公表しない。私の信書だと言っている。それも踏まえて一なめられているわけです。日本政府がこうだから、米国だってどうってことないと思っているわけだから、そういう意味でも、やはりここは県が性根を据えてやらないと。こういう議論だけをしても本当にむなしくて、県民はみんな思っています。県議会は何をやっているのだと。申し入れをしてもなくならないのではないかと。実効性が上がらないという意味では、我々も含めて県民から相当焦りの気持ちというか、不信感で見られているのです。ここは本当に腹をくくってやらないと、同じことを繰り返したままでどうにもなりません。むなしいだけです。ぜひそこは決意を表明してもらって、知事にも申し上げて、毅然とした行動をとらないとだめです。どうですか。

○又吉進知事公室長 このような事件は一件たりともあってはならない。これは知事を初め県の考えでございまして、事件の全容を明らかにし、捜査に協力することも含めて再発防止、綱紀粛正に全力を挙げるよう、さらに働きかけてまいりたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 こういう事件が起こるたびに、あってはならないことと日本政府も沖縄県も言うし、あってはならないことが現実的には繰り返されて起きているわけです。あってはならないということが、非常に形骸化している言葉になってしまっているわけです。私は知事公室長のおっしゃった、これは組織的で個人の問題ではないと。組織的、駐留軍の問題だということは評価したいと思うのです。あってはならないことがたびたび起こっていて、しかも今回表に出てきたのは声を上げたから、聞いた人がいたからです。そうではないところ、どれだけ氷山の一角なのかということは、推して知るべしの事件なわけです。どれだけのものが埋もれているかという背景を考えると、この問題をあってはならないことと繰り返し言っているだけではもうだめだと思うのです。これを何度繰り返していることかと。まず、日本の司法は米軍に甘い。日米地位協定からいってもこれは事実です。そして、とがめを受けないこともこれまでたくさん起こってきたわけです。米軍からすると、ある意味では何とか得になっているわけです。そういうことからすると、本当に抜本的に今後一切出さ

ないためにどうするのですかと沖縄県として聞かないといけないと思うのです。今、あってはならないということは、あるだろうなということも裏返しているのです。あってはならないというのは建前なのです。事実、あってはならないことが、あってはならない方向には行っていないのです。沖縄県はそのことを問われていると思うのです。日米両政府が甘く見えています。県がどうするかということです。県民を守るという観点から、沖縄県として、あってはならない事件について、あってはならない実効性を持たせるためにどう考えるのでしょうか。

○又吉進知事公室長 なかなか実効性のある取り組みが、これまで事件が繰り返される都度言われておりました、おっしゃるように、その都度こういう形で再発しているのは極めて遺憾でございます。ただ、あってはならないということにつきましては、米軍側もそう言っているわけです。あるいは日米両政府の共通認識であると。しかしながら、そういう事件が起こる実態がございますので、これは十分、県としては毅然とその再発防止を、日米両政府の責任においてこれを防止する、そういう状態に持っていくことを訴えているわけですが、具体的には、先ほど来申し上げておりますワーキングチームで、一つ一つそういうことを米軍に対して、きちんと規制をかけていく。そういう方々がそういう犯罪を起こさないような措置をとっていくということで、いろいろ知恵を出していこうという体制もできておりますので、そういう席でしっかり申し上げていくというのが1つです。いずれにしましても、これは日米両政府の責任で、駐留軍の行動につきましてはしっかり犯罪を防止する、抑止するように強く求めていきたいと考えております。

○比嘉京子委員 強く求めるとか、綱紀肅正とか、それから再発防止論はもう繰り返されて、この言葉自体がもう形骸化していると思うのです。しかも、そういうワーキングチームで云々ということが米国にどこまで伝わるかということは、これまで繰り返してきて結果が出ていないことも事実です。だから、こういう無理難題のような質疑をあえて聞いているのです。最低でも海兵隊の撤収を言わない限り、これはゼロになりません。そう思いませんか。それしかないのです。なぜかという、今までどれだけ繰り返されて、どれだけ守れなかったか。この繰り返しを何十年やってきたことか。これこそ沖縄県が主張すべきではないかと私は思うのですが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 我が県の基地負担を考えると、このような事件・事

故も大きな基地負担の一つであると。その他いろいろありますけれども。したがって、この基地負担の要因は、他県に比べて過重な基地の面積あるいは要因がこの沖縄県内に存在していることにほかならないと。こういうことがございますので、その負担軽減をまず訴えていくと。さらに、海兵隊につきましては、これは沖縄の基地負担の重要なイシューとして、沖縄の海兵隊の兵力の削減を従前から訴えているわけでございます。したがって、そういう基地負担の軽減という観点から、こういう事件・事故の再発防止をしっかりと抜本的に考えていただきたいというのが県の考えでございます。

○比嘉京子委員 もし、根本的なところで、基地を容認する論に立っておられるのであれば、米軍基地内からの外出を禁止すると。今のようなりバティーカード制度は、一たん夜戻らなければ、朝帰ってもわからない状況にあるわけです。ですから、そのカードも全然意味をなしていない。そうすると、徹底した外出禁止令を出す以外にない。外出していたら通報するぐらい、もうそういう禁止令を出す以外にない。海兵隊の駐留を認める立場にあるのであれば、外出禁止令。その二者択一だと思っておりますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 その二者択一論にあるかどうかというのは、判断はなかなか難しいと思います。しかしながら、委員御指摘のように、県は日米安全保障条約を認める立場ですが、そこから派生する事件・事故は一件たりともあってはならないわけで、その駐留と事件・事故の再発防止はやはり両立させなければならない。県はそういう観点で強く求めているところでございます。

○比嘉京子委員 平行線なので、もう一点は、被害者に対してどういうケア、救済をしているのかという問題ですけれども、かつて私が本会議で質問したときに、被害者がどのように守られて、どのようにケアを受けているのかと。これは大いなるPTSDだと思っております。そういう状況の中で、私は県の中に被害者が訴える場所、例えば県警察の中にはあると思っておりますけれども、その中で法的な、例えば弁護士等のそういうチームで人権を守っていく、情報も含めて守っていく。カウンセリングも含めてですけれども、そういう場所は沖縄県に設けられていますか。

○石新政英刑事部長 県にお伺いしたところ、そういう施設はないということですが、県警察にはいわゆる生活安全相談を受ける窓口が全署にあります。そういう被害に遭った方が来て相談し、それが事件であれば事件所管課に

引き継ぎ、適切に処理すると。そういうシステムがあります。

○比嘉京子委員 今、米軍絡みの件に特定すると、私がこれまでに質疑をしたり、聞いている範囲の中で言いますと、加害者に支払い能力がない場合は、加害者ではなくて、日本政府が賠償金を支払ったりしているのが実態ではないですか。そこは御存じないですか。

○又吉進知事公室長 先ほど申し上げた制度にのっとって処理されているわけですが、個々のケースで日本政府がこれを出したのか、どうだというケースにつきましては公表されておりませんで、把握しておりません。

○比嘉京子委員 私も本会議で聞いたことがあるのですが、この間沖縄防衛局に行ったときに、真部防衛局長にもお聞きしたのですが、そのことは別に秘密を公開しなさいということではなくて、沖縄県として県民が被害に遭った場合にどのように対応され、どのように処理されたのかということ把握できていないのです。これを言ってみれば、個人情報云々ということもあるのでしょうか。県民がどのような扱いを受けて、どのような補償をされたのかというのがないのです。報告義務もないし、県もこれまで受け取ることもしていないのです。これまでの大きな被害も含めて。そういうことから考えると、今まであってはならないことを繰り返されている対象がそばにいて、その人たちを弁護団も含めて一被害者は示談交渉ではもう弱い立場です。全く対等に太刀打ちできない。そういう状況の中で、私が聞いている範囲では、スズメの涙の補償金で本当に泣き寝入りをさせられているという話を聞いております。沖縄県としてもっと毅然たる態度で、こういう場合には補償をつけるためにも弁護団のチームを組むべきだと思っているのです。その考えはどうか。

○又吉進知事公室長 個々の刑事事件に県が弁護団を組むのは、制度上なかなか検討が必要かと思えます。ただ、性被害者につきましては強姦救援センター・沖縄がございまして、御承知だと思いますが、県はそちらに支援しているわけです。したがって、そういった形でいわゆる被害者の訴えはしっかり聞き届けられて、適正な補償あるいは賠償が受けられるかどうかというのは、県としても大変重要な関心を持っているところとございまして、そういう情報収集はしっかりしてまいりたいと思えます。ただ、御提案といいますか、県が弁護団という形はなかなかとりにくいのではないかと感じております。

○比嘉京子委員 日本の法律が及ぶなら、そういう提案をしません。日本の法律が及ばない、そういう事件が過去からずっと起こっているわけです。日本の法律で裁くことができない、そういう対処に対して今のような考え方でよいのだろうか。特に、米軍からの被害については、私は日本の法律に照らして、それを訴えた人がそれに進んでいくのならよいのですが、これまでもたくさんの人を本国に逃がしたり、どう裁かれたか結末がわからない。そういう状況が繰り返されているわけです。そういう中において、一個人がどのように対応していくのか。これはぜひ沖縄県が対策を講ずるべき。なかなかこういう議論がしにくい場所ではありますが、私は一律にそういうレイプ事件として扱うのではなくて、別個に救援体制を組む。そういう仕組みまたはそういう窓口、またはどこに話をして、相談して、自分を守ってもらえるのかというところをつくる必要があると思っています。ぜひ米軍絡みに関しては検討していただきたいと思います。

○又吉進知事公室長 今、委員の御提案に関しては、やはり社会的弱者である女性が被害者になること自体、これは極めて遺憾であります。いわゆる性犯罪につきましては、知事公室以外の所管でその被害者の支援を考えているわけでございます。米軍絡みにつきましては、その部門ともしっかり連携しまして、適正な補償あるいは対応が行われるよう取り組んでまいりたいと思っています。

○比嘉京子委員 ぜひ、どのように処理されたのかも含めて情報を入手すべきだと思いますので、提案しておきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
具志孝助委員。

○具志孝助委員 繰り返しになって恐縮ですが、強調する意味で私からも申し上げたいと思っていますのですが、実効性を上げるために、実効性と同時に即効性というのか、組織にペナルティーを与えると。事件を起こした本人を処罰するだけではなくて、組織的に、その隊にペナルティーを与えることを申し入れるというか、県からそういうことを規制することはできないかどうか。それは何かといいますと、例えば外出禁止です。これは外に出なければ、こういう民間地域で事件を起こさないわけですから。この若い兵隊が時間外に自分の行動を規制されるということは、最もきついことだと思っていますのです。それを被

害を受ける我がほうから、あなたたちはもうだめだと。この間も交通事故が起きました。これは暴行事案。どんなに言ってもこの二十歳前後の連中には、沖縄の新聞ではこれだけでかでかとするわけですが、彼らが見るわけでもないし、話題にもならないかもしれない。そういう意味では、具体的に組織で外出禁止をやる。こういうことを我がほうが決めて、それをやる方法はないのですか。米側が決めるのではなくて、外に出ないでくれ、出さないでくれと。我々が許可しないと。こういうことは法律的にできないのですか。

○又吉進知事公室長 米軍の行動に対して規制をかけることは、日米地位協定上、少なくとも地方自治体レベルではその権限はないという現状でございます。

○具志孝助委員 そういうことを具体的にもう検討する。どんなに教育すると言われても、本当に繰り返しこのようなことをやっていて、この沖縄では、またあしたには同じような事件が起こってもおかしくないのです。過去の例から見て、起こりうるわけです。この海兵隊の若い人たちというのは。どんなに我々が騒いでみても、果たして彼らにどれぐらい伝わっているのかというのは疑問に感じるのです。教育を徹底してくれ、綱紀粛正を徹底してくれと何度繰り返しても、ほとんど効果は上がらないのです。結局、実効性を上げるためには、もう外には出すなど。そういう決定をしろということではなくて、我々のほうからも、あるいは彼らが出る場所を限定するとか、エリアを決める。決めたところを徹底してパトロールをする。ターゲットを絞っていけば、これは監視ができるわけです。それで今、自由に一那覇市には米軍基地はないわけですが、那覇市で事件・事故が起きるわけです。時間があれば、どこにでも自由に行けるわけです。そういう彼たちに規制をかける、人権を自由に使わさないと。我がほうから彼らの人権を束縛するのです。そういうことを検討していくと。もう、そういうことになるのかなど。そういう交渉を米軍側とやらないと、皆さんは信頼できませんと。こういう話を持ち出す段階ではないだろうかという感じがします。具体的に規制する。いわゆる事件が起こってから損害賠償をどうするのか—これも大事なことですが、まず未然に防ぐためには、彼らを一定の時間から外に出さないでと。外出禁止をすると。自己完結、基地の中ですべてやってくれと。こういうことをやるか、それでは民間側がもたない、経済がもたないということであれば、エリアを設けるとか。我がほうからそういう規制をかけることを具体的にできる方法、法的にそういうことができないかどうか。そこまで米軍側との交渉で持ち出していくと。そういうことでもない、我々県民、国民を保護することはできないという段階に来ているのではないだろう

かと思えますけれども、いかがですか。

○又吉進知事公室長 先ほど来、委員の皆様がおっしゃっている怒りといえますか、こういったものは県民の素直な感情であると理解しております。したがって、この部分をいかに先方に伝えるかということでございますが、事件・事故の協力ワーキングチームがございます。これは、県民それぞれの代表と米軍の代表、さらに外務省が仕切ることになっておりまして、今の御提案もしっかりお伝えしまして、非常に県民は不安を感じている、あるいは怒っているということをきちんと県の責任でお伝えしたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

呉屋宏委員。

○呉屋宏委員 本当は質疑しないでおこうかと思ったのですが、二、三点させてください。

比嘉委員が言ったことは非常によいことだと思っております。こういう事件が起きたのは本当に遺憾なことであります。けれども、その後、県の皆さんがその人たちの補償だとか、最後まで追っかけたことがありますか。

○又吉進知事公室長 個別の事件のフォローアップはしておりません。

○呉屋宏委員 私は、個別の事件をフォローアップしろとは言っていないのです。こういう問題になった事件は、最後まで追っかけるべきではないのかと。例えば知事公室長、私は2年前にこのことに遭遇してびっくりしたのだけれども、アワセゴルフ場からゴルフボールが飛んできた。その民間地の道路を、ゴルフ場とゴルフ場の間を通っているときに正面からボールが飛んできた。これでフロントガラスが割れた。これが普通の女性だったら、動揺して正面衝突事故を起こしたかもしれない。私の同年生だったけれども、車をそばに置いて、そこからゴルフ場に行って、通報してそれを見に来て、確かにここから来たものと認めた。それから補償金が出るまで、どれぐらいかかると思えますか。

○又吉進知事公室長 承知しておりません。

○呉屋宏委員 6カ月です。私は沖縄防衛局に行きました。6カ月で仕方がな

いですねと。これは仕方がないことですか。米軍の施設から飛んで来たゴルフボールが当たって、その個人の財産を失って、それで6カ月待たされるという、こんな話がありますかということが1つ。

特に、沖縄本島中部に住まれている人たちには多いから、政治家をやっているほとんどの方々はわかると思うのですが、米軍の事故に絡んだときは、みんな泣き寝入りです。基地の中に逃げてしまえば、当て逃げしてしまえばだれも追っかけ切れないのです。どうですか、刑事部長、このような話は聞いたことがないですか。

○石新政英刑事部長 今の話に似たような話で、私の知り合いが経験した話ですが、米軍の救急車に接触したと私に訴えてきたのです。私はすぐ関係者に連絡して、あれは即座に本人、関係者を逮捕してくれまして、補償もそんなに長くかかったような感じがしなかったのです。もう少し早かった感じがしたのですけれども、すぐに認めて……。意外と米軍の車両は、バンパーぐらいの衝突は衝突と思っていないのか、なかなか申告しない場合があるのです。

○呉屋宏委員 このような軽微な事故が1年でどれぐらいあるのか、県警察で押さえていらっしゃるのでしょうか。報告はありますか。

○石新政英刑事部長 例えば当て逃げとか、外国人絡みの事故は確実にあります。済みませんが、数は把握しておりません。

○呉屋宏委員 先ほど比嘉委員も言っていたのだけれども、やはりこういう米軍が関係する事件・事故について訴えられるところ、相談ができるところを県の部署に置くべきだと思う。これは絶対に個人でできないです。みんな泣き寝入りしているのです。ドアがあかなくなるぐらいぶつけられても、ナンバーもわかっている、それを沖縄防衛局を通して訴えたとしても見つからないのです。やはり個人では限界があるから、沖縄県がそれを一固まりにして、そこから直接やらないと、県と県警察が一緒になって探していかないと、どうしてもこれは掘り起こせない部分だと思います。それぐらいの組織はつくれるのではないですか。

○又吉進知事公室長 御提案としては極めて納得のいくというか、合理的な御提案だと思います。しかし、現在事件・事故に対する責任、あるいは被疑者との交渉でありますとか、示談交渉でありますとか、それを担っているのは沖縄

防衛局でございまして、沖縄防衛局に行く責任がございまして、したがって、県としましては、もし委員がおっしゃるような泣き寝入りという事態があるのであれば、そういうことをさせないように、しっかりと被害者の声を聞いていただきたいということを申し上げる立場でございまして。

○呉屋宏委員 だから、ここはしっかりと沖縄防衛局と打ち合わせをして。沖縄防衛局が米軍側の立場に立っているのではないかとさえ思うのです。それが1つ。そこら辺はわかっている、県の中でやってくれと。なぜかという、県民だから。県民が生命、財産の危機に立たされているわけだから、それは県がちゃんとやって、沖縄防衛局にやってくれという話。個人が防衛局に行っても受け付けないのです。受け付けるのだからけれども、そんな重要には感じていないから、県からやってくれという要望だけしておきます。

もう一つ。きのう、那覇市国際通りの皆さんから見守りカメラを設置してくれという話があった。那覇市は却下したらしいのだけれども、これは先ほどのリバティカード、夜中12時を越えても特別に外出が許されているというのだけれども、それはどれぐらいいるのですか。それが許されているのは米軍の何%ぐらいですか。

○又吉進知事公室長 階級によってカードの色が決まっているわけですが、そういう公表はあるのですのですが、今、沖縄にいる軍人・軍属の中でどれぐらいがどのカードを持っているかというのは公表されておりません。したがって、把握していないということでございまして。

○呉屋宏委員 ぜひ県警察が中心になって、やはりこの見守りカメラは要所要所に設置すべきだと。那覇市はなぜ反対したのですかと聞いたら、個人のプライバシーの問題だと言うのです。では、全国につけられているこの見守りカメラは、プライバシーに関係なくつけられているのですかと言いたいのだけれども、そんなことを言ってもしょうがないから。例えば、これは国際通りだったのだけれども、その周辺の、外国人が夜中でも出てきそうな場所を中心にして、それを設置すべきではないのと。そして警察官か、近くの交番がそのカメラを見て、出てきたら警らしている人たちに連絡して、職務質問ぐらいはできるのでしょうか。どうですか。

○石新政英刑事部長 今、県警察では防犯カメラの設置を各市町村に勧めて、各署から繁華街にカメラを設置することを非常に勧めているのが実際でありま

すが、ただ、この防犯カメラの機能として、常時署で見ているわけではないのです。そこにカメラを設置し、そこで起きた犯罪をキャッチする。例えば、このカメラが設置された地域で殺人事件が発生した。そこにカメラがあるので、カメラを解析したら犯人が映っていたという活用方法です。ただ今、沖縄市の中の町小学校の前にスーパー防犯灯というものがあります。あれはまさに呉屋委員がおっしゃるようにカメラを見て、そこから警告もできるし、また、これを見て現場に急行することもできる。これはスーパー防犯灯といいまして、国費で設置した防犯灯であります。その通りには、数ははっきり把握はしておりませんが、10台ぐらい設置しております。

○**呉屋宏委員** 最後になりますが、このスーパー防犯灯というのは、皆さんはどのような部分でこの防犯灯が設置されたのかわからないけれども、少なくともこれだけ頻繁に米軍の暴行事件が発生する以上、それを真剣に沖縄防衛局に、あなた方が本当に事件を未然に防ぎたいということであれば、これを設置すべきではないのかという話をして、防衛局の責任で100%設置させたらどうですか。知事公室長どうですか。

○**又吉進知事公室長** 今、刑事部長からお話のあった件につきましては、沖縄市でいわゆるこういう事件の発生を受けて、その地域につくったものと考えております。これにつきましてはワーキングチームでも何度か議論になっております。基本的に、市町村は大変慎重な部分がございます。今の那覇市のお話もそうでしょうし、当時の沖縄市も賛否両論あったと聞いております。したがって、やはり犯罪防止、あるいはこういった事件・事故防止の観点からという面もあると考えられますので、それはワーキングチーム等で十分議論を尽くしてまいりたいと思っております。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
吉田勝廣委員。

○**吉田勝廣委員** 基本的な質問ですけれども、この米兵は1人で遊びに来ていたのですか。

○**石新政英刑事部長** 3名でございます。

○**吉田勝廣委員** 2名と別れたのですか。その後、単独行動ですか。

○石新政英刑事部長 この被疑者は、3名で2カ所ぐらいのスナックに入っております。次に行こうとしたら、そこが満席だったということで入らなくて、本人は宿舎を探して、犯行現場まで来たということです。

○吉田勝廣委員 キャンプ・バトラーからバスで来たのですか。それとも米軍の車両で来たのですか。

○石新政英刑事部長 バスでございます。

○吉田勝廣委員 民間のバスですか。

○石新政英刑事部長 民間のバスです。

○吉田勝廣委員 当然、バスがなくなってくると、宿泊することをこの兵隊は想定して、遊びに来たということになりますか。

○石新政英刑事部長 まだ細かいところを聞いておりませんが、そこに安い宿があって、本人は過去にも泊まった経験があるということで、遅くなれば泊まることも念頭にあったのかと思います。

○吉田勝廣委員 3名は同じ所属の部隊で、階級は大体同じですか。

○石新政英刑事部長 所属は一緒であります。階級ははっきりしませんが、大体似た階級だと思います。

○吉田勝廣委員 その海兵隊は、例えば通信兵であるとか砲兵であるとか、何に所属していますか。

○石新政英刑事部長 通信関係です。

○吉田勝廣委員 キャンプ・バトラーで通信兵をやっていると。

○石新政英刑事部長 そのとおりです。

○吉田勝廣委員 大体、何年ぐらい海兵隊に所属していますか。

○石新政英刑事部長 1年10カ月です。

○吉田勝廣委員 2年近くですね。沖縄の海兵隊に来たのはいつごろですか。1回か、2回か。

○石新政英刑事部長 平成22年10月であります。

○吉田勝廣委員 私が今、聞いているのは沖縄に初めて来たのですか、それとも2回目ですか。

○石新政英刑事部長 初めてです。

○吉田勝廣委員 この通信兵は、いわゆるローテーションがあります。半年ローテーションとか。このローテーションにも参加したことがあるのでしょうか。

○石新政英刑事部長 ずっと沖縄にいたようです。

○吉田勝廣委員 3名で来たわけだから、あとの2名は帰ったわけですか。

○石新政英刑事部長 残りの2名は、那覇市内のインターネットカフェで寝たということです。泊まったと。

○吉田勝廣委員 そうしますと、大体3名とも1年10カ月いるわけだから、那覇市を徘徊しているということがわかりますか。

○石新政英刑事部長 過去にも徘徊した経験があると言っています。

○吉田勝廣委員 そこでですが、海兵隊はよくあちこち歩く。海兵隊が民間地域まで出入りする。もちろん繁華街まで出入りします。それは、日米地位協定では何条に該当するのですか。例えば24時間、いつでもどこでも自分たちは通行できる権利を持っているとありますか。

○又吉進知事公室長 日米地位協定といますか、日米地位協定にはその個人

の活動として、基地外で活動することは禁止されていないということでございます。

○吉田勝廣委員 だから、基地の外ではいわゆる軍属であれ、米兵であれ、自分たちは24時間いつでもどこでも通行する権利を持っていると。その権利は日米地位協定で保障されているのではないですか。

○又吉進知事公室長 保障するという明文規定はございませんが、それを禁止する規定はないので、それはできるという解釈でございます。

○吉田勝廣委員 通行する権利は明記はされていないから、例えば、我々が米国に行こうが、どこに行こうが24時間いつでもどこへも行けるという状況になるということですか。

○又吉進知事公室長 基地外通行については、部隊はいわゆる通行ができると日米地位協定にございます。個々の兵士が、あるいは個々の軍人・軍属が基地の外で活動することについては、明確に禁止の規定はないということです。

○吉田勝廣委員 禁止の規定がないからできるということでしょう。

○又吉進知事公室長 結果的には、そういうことになろうかと思えます。

○吉田勝廣委員 こういう事件が起こるのは、例えば夜中であるとか、大体夜に起こるのだけれども、用事がない民間地域によく出入りするのも見られるわけです。夜、昼も用事もないのに徘徊するわけです。まさにワーキングチームであれ、何らかのところでそういうところを議論しておかないと。例えば、基地から基地への通行は認めましょう。それから軍人・軍属の車両であるとか、それは認めましょう。しかし、24時間外出は自由なのだから、どこに行ってもいいのですかと。先ほど具志委員も、基地に外出禁止を出したほうがよいのではないかと。あるいは基地を撤去したほうがよいのではないかと。犯罪をなくすためには、これしかないのではないかとようになってくるわけです。そうすると、日米地位協定上はどこが問題なのかと、これは問題提起をしないといけない。例えば、今のように禁止条項がないから自由であると。自由であるならば、どこでも24時間あちこち徘徊できるわけです。徘徊と言ったら失礼な言い方かもしれないけれども、出入りができるわけです。それを規制するためには、どう

したほうがよいかという知恵を絞りださなければ、しょうがないのではないかと。

○又吉進知事公室長 方法論につきましては、先ほど来いろいろ言われているところですが、基本的に、委員の考えと県の考えは相通ずるものがあると思います。つまり、組織としてしっかりとした規則なり、法律にのっとってやっていただきたいということであって、その米軍人・軍属である以上、野放図というのですか、地域社会の中であらゆる自由あるいは特権が与えられているわけではないという意識を、組織としてしっかり持っていたきたいと。米国から派遣されている要員として、不要不急の外出でありますとか、そういったものはしっかり避けるべきであろうと、そういったことは強く求めてまいりたいと思っています。

○吉田勝廣委員 いわゆる24時間出入り自由、そして学校地域であれ、住宅地域であろうが、彼らが出入りするときにはこちらは何も言えない。不審者ではない限り職務質問できないでしょうから、そういうところは、例えば部隊や自治体の中で議論して、そういうところはある程度歯どめをかけようではないかという議論が一つ必要だと。

それから2つ目は、部隊としていろいろ教育もするでしょう。しかし、我がほうが米国の部隊に対して物を言うというか、規制するということは、現実的に言って日米地位協定を改定しないと難しいわけです。地方自治体が規制するということは。そのところは、いわゆる地方自治体で米軍の司令官や在沖米軍沖縄地域調整官一四軍調整官なりと、あるいは各市町村と各部隊との中で、ここに24時間出入りするのには問題があるのではないかということ徹底的に教育するというか、対処療法としてそういうことしかできないのではないかという感じがするのです。どうですか。

○又吉進知事公室長 軍人・軍属、特に軍人につきましては、軍規の中で上官の命令に従って動いているわけでございます。したがって、そういった形を軍の方針あるいは命令として出すことは可能ではないかという気はいたします。したがって、その辺のアプローチも含めて、これは十分話をしてまいりたいと思っております。

○吉田勝廣委員 もう一つ、刑事部長に聞きますが、この女性は病院に搬送されたのですか。

○石新政英刑事部長 搬送されています。

○吉田勝廣委員 これは救急車ですか。

○石新政英刑事部長 警察官が搬送したということであります。

○吉田勝廣委員 先ほどの補償関係に入りますが、こういう補償関係は沖縄防衛局が大体やるようになっているのだけれども、例えばその加害者に補償能力がないと。先ほど伍長で1年10カ月しか勤続年数がないと。もう一つ先を言うと、加害者がどこの州の出身でそういう財政力はありますかということを知りたいのだけれども、そこまで把握できなかつたらよいですが、加害者に補償能力がないとすると、これは一次的にだれが補償するのかとなります。加害者がこういう状況だから、沖縄防衛局と交渉しないといけないわけです。いわゆる被害額がどれぐらいかと。これはまた弁護士にお願いするか、だれかにお願いするか。先ほどから出ているように、これはなかなか被害者単独でできるわけではなくて、またこれも非常に難しい。この事例はこれだけでしたと。だからこそ、先ほどから比嘉委員も呉屋委員もそういうところをもっと力を入れて交渉すべきではないかという話があったと思うのです。そこがまた問題ではないかと。知事公室長はその辺は、先ほどの加害者に補償能力があると考えられますかと言われたら、だれか答えることができますか。

○又吉進知事公室長 補償能力につきましては現在、県においても把握していないわけですが、先ほど申し上げましたように、示談が原則でありますけれども、示談が成立しなかった場合には、政府が米国に対して補償金を払うよう求めることができると。さらに米国が認めない場合は、日本政府が見舞金を支給するという運用がなされているわけですが、ただ、それに至るまでの被害者の支援につきましては、先ほど来比嘉委員からの御質疑がありましたように、県としては現在持ち得る制度で最大の支援をしまいと。したがって、性犯罪の支援センター等も活用しながら、しっかり防衛局においてそういう処理がなされるよう働きかけてまいりたいと思っています。

○吉田勝廣委員 私たちも何回も経験があるけれども、なかなか難しいのです。この補償をすることは。知事公室長は原則は示談だと言うけれども、本当は裁判がよいのではないかと私は思います。示談というのは、ある意味ではお互い

の交渉力によって違ってくるものだから、やはり裁判を通してと。しかし、こういう事例は裁判ではなかなかなじまないから、示談でしかできないと。被害者の人権の問題もいろいろ考えると、こういうわいせつ行為についてはなかなか裁判にはなじまない。被害者の補償というのは、そういうことを通してしかできないと。補償も徹底しなさい、綱紀粛正も徹底しなさいと言うけれども、補償についてはなかなか目に見えないから、こういう事件というのは一体どれだけで、どれだけ示談されているのかということが目に見えないので、目に見えるような形にするにはどうすればよいかというのが非常に大きな課題だと思うのだけれども。実際の体験から考えて。だから、県議会で補償を適正にしなさいよと言ったとしても、本人が交渉するわけだから。これはなかなか難しいですよ。そこに対してどういう形で手助けをしていくのかと。

次、刑事部長、送致する以上、ある意味では起訴が前提になります。なぜ不起訴が多いかと。やはり刑事関係者としては、送致する以上は起訴を前提としてやるわけだから、不起訴が多いのは問題ではないのかなと。これは警察の威信にかけて送致するわけだから、それが不起訴になること自体問題があるのではないかという感じがします。刑事部長、いかがですか。

○石新政英刑事部長 おっしゃるとおりでございます。発生する事件については、警察は全力を尽くして証拠を集め、それから関係者の事情聴取をし、捜査の場面を通して事件を送致し、当然起訴させるつもりでやっていますが、結果として不起訴になる場合がありますが、それはおっしゃるとおり残念であります。

○吉田勝廣委員 不起訴の原因はなかなか承知できないものですか。なぜ不起訴になったかという理由というか、皆さんの送致の内容が悪かったのか、あるいは問題点があったのか。

○石新政英刑事部長 検察庁から不起訴になった場合には、不起訴になった理由が来ますが、大体が嫌疑不十分という内容であります。

○吉田勝廣委員 嫌疑不十分というのはなかなか納得いかないでしょう。送致した側から言うと。

○石新政英刑事部長 そのとおりです。

○吉田勝廣委員 こうやって当委員会とか議会で問題にするのは、なぜ不起訴なのかと検証する必要もあるのではないかとということです。そうしないと、こういう事件を起こして不起訴になりましたと。不起訴になったということは、兵隊は帰るわけでしょう。よく言う不名誉除隊というか、そこまでなかったら、彼らもまた軍の中に所属するわけです。そうすると、一体どうなるのかと。だから送致した、不起訴になりました、これは嫌疑不十分でしたとなると、送致した側は大変です。十分な証拠に基づいて、法と証拠に基づいて我々は捜査をし、送致しましたと言っているわけだから。不起訴の原因といたら一体何なのか。この新聞で見たら、密約があったのではないかとということで書かれているわけだ。この辺、知事公室長、どういう感じがしますか。

○又吉進知事公室長 いわゆる米軍の犯罪に対する起訴率が低いということにつきましては、いろいろ報道等で行われていることでもあります。事件・事故のたびに、これはある意味逃げ得があるのではないかと疑いを持たせているわけでございます。その都度、県としましては外務省、あるいは外務省から検察庁に対して聞いているわけですが、検察庁の見解としましては、法と証拠に基づいて適正に捜査しているという回答でございます。しかしながら、やはり県民がそういった疑いを持たざるを得ないぐらい、米軍のありようといったものにつきましてはどうも不透明なものがあるということでございますので、そこはまだ明確な理由を県は持ち合わせておりませんが、これは機会あるごとにしっかりと明らかにするように求めていきたいと考えています。

○吉田勝廣委員 自信を持って送致する、不起訴になる、特に米軍関係が不起訴になる。沖縄にはこれだけ海兵隊、軍人が存在するわけだから、そういう意味で米軍人・軍属の犯罪もトップ、不起訴率もトップ。そうすると、沖縄県民はどこに自分の身の安全を求めるのかと。せつかく捕まえた、送致した、これがまた不起訴になって何の罪にも問われないといたら、沖縄県民はどうなるのですか。沖縄県民の生命と財産、この人権をだれが守るか。

○石新政英刑事部長 例ですが、フィリピン人のダンサーが強姦されるという事件がありました。あれは不起訴でしたけれども、米軍側は第二次裁判権を行使しました。懲役3カ月、3階級降格、それから不名誉除隊、追放という結果でありますので、日本の検察庁で不起訴であっても無罪放免ではないわけです。

○吉田勝廣委員 刑事部長、よいことを言ってくれてありがたいのですけれど

も、日本の法律ではフィリピン人でも不起訴になった。韓国でもあります。韓国でも暴行事件が起きて、韓国では大きな問題になりました。だから、例えば不起訴になった部分を、今までフィリピン人みたいに不起訴になった、日本の法律に基づいて不起訴になって、軍人・軍属を軍法会議にかけた事例はたくさんあるのかないのか。私は、不起訴になったものを軍法会議で逆に有罪として、いろいろ不名誉除隊とかをすること自体が日本の検察は何をしているのかということになるわけです。逆説的に言えば。だから知事公室長、こういう不起訴になって、今度は軍法会議でいわゆる裁判にかけられて不名誉除隊になったり、あるいは刑が重かったり、そうなった事例はたくさんあるのですか。その事例は調べたことはありますか。もしあったら、教えてください。

○又吉進知事公室長 口頭ではありますが、私はワーキングチームの席で、この犯罪を犯した軍人がどのような処分を受けているのか、こういったものを公表していただきたいということを申し上げたことがございます。しかしながら、公表はできないという回答でございました。したがって、これは県民感情として当然率直なところだと思いますが、その犯罪を犯した者がいかなる処分を受けているのかというものにつきましては、しっかりとこれは公表すべきだと考えております。したがって今、御質疑には情報がないとしかお答えようがないのですが、その情報を把握する必要性を感じております。

○吉田勝廣委員 私が言っているのは、不起訴になった米軍人・軍属が、いわゆる軍隊の法律の中で有罪になった事例があるかどうか。もちろん基地の中で犯罪を犯したり、いろいろやったりする軍人もたくさんいるわけだから、それに対しては刑務所に送られていろいろやっています。私も見たことがあるのでそれはわかります。私が言っているのは、基地外で日本の法律に基づいて不起訴になった米軍人・軍属が、米国の法律の中で結局不名誉除隊であるとか、降格であるとか、減給であるとか、また刑に服したとかあるのかと。そこだけです。

○又吉進知事公室長 そういうことも含めて、情報をいただきたいと申し上げておりますが、情報はいただけておりません。

○吉田勝廣委員 私たちの抗議決議とかそういうものは、そこまで踏み込んで日米合同委員会でそういうことも公表すべきではないかと。ワーキングチームでは弱いから、やはり日米合同委員会にかけて、そういうところはびしっとす

べきではないかということをお私たちは言うべきだと思ふ。そうしないと、四軍調整官相手ではとても解決しません。日米合同委員会にかけて、そういうことを公表すべきではないかということをお、沖縄県民の要望として受け入れるべきだと。そうしないと、四軍調整官ではとてもではないけれども解決できないと思ふ。どうですか、この辺の要望は。

○又吉進知事公室長 実際には県民の求めるところは素朴な疑問と言つてよいのかわかりませんが、その被疑者が社会的にいかなる処分、罰則を受けたということにつきましては、これはしっかり県としても求めてまいりたいと思ひます。四軍調整官は窓口でございますので、しっかりそこを通じて日米合同委員会に伝わるよう求めてまいりたいと思ひております。

○吉田勝廣委員 日米両政府に、我々議会としても県としても、それなりに処理したほうがよいと思ひます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、米軍人による強制わいせつ致傷事件についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る米軍人による強制わいせつ致傷事件について、議員提出議案として意見書及び抗議決議を提出することにつきましては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議を提出するかどうか及び文案・提出方

法等について協議した結果、議員提出議案として案のとおり意見書及び抗議決議を提出することで意見の一致を見た。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

議員提出議案としての米軍人による強制わいせつ致傷事件に関する意見書及び同抗議決議の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。

委員の皆さん大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 新 垣 清 涼